

登録電気工事業者登録事項変更（廃止）届出について

登録電気工事業者は、登録事項に変更があった場合や、廃止した場合には、30日以内にその登録を行った都道府県知事に届け出る必要があります。

また、その変更内容が登録証に記載されている事項（氏名、名称、住所または電気工事の種類）である場合は、その登録証を添えて届け出、訂正を受ける必要があります。

1 必要な書類

- ・変更内容に応じて必要な添付書類が変わります。添付書類の種類については下の表を参照してください。
- ・電話番号は、携帯電話など日中連絡が取りやすい番号も追記してください。
- ・鉛筆、消えるボールペン等での記入は不可。

登録事項変更に必要な書類

提出書類		変更内容	個人の氏名	法人の名称	住所	電気工事の種類	法人の役員・法人の代表者	営業所の名称・場所	営業所の追加	主任電気工事士	主任電気工事士の免状の種類	営業所の廃止・一部廃止
届出書	登録事項等変更届出書 (登録証の記載事項に変更がある場合：2,200円)		○	○	○	○						
	登録事項変更届出書(登録証の記載事項に変更がない場合)・電気工事業廃止届出書						○	○	○	○	○	○
添付書類	誓約書(申請者用)						○					
	誓約書(主任電気工事士用)※1								○	○		
	雇用証明書※2								○	○		
	主任電気工事士等実務経験証明書※3								○	○		
	電気工事士免状の写し					○			○	○	○	
	営業所位置図							○	○			
	備付器具調書					○			○			
	登記事項証明書(法人の場合)			○	○		○					
登録電気工事業者登録証		○	○	○	○							

※1…登録者自ら（法人の場合は役員）が主任電気工事士となる場合は不要です。

※2…登録者自ら（法人の場合は代表者）が主任電気工事士となる場合は不要です。

※3…第一種電気工事士免状所有者が主任電気工事士となる場合は不要です。

2 手数料 岡山県納付済証 2,200円分(申請書に貼付)

- ・手数料は、県庁地下1階の物資部、各県出先事務所(県民局、県保健所、地域事務所)に設置しているPOSレジで支払いできます。手数料支払い時に交付される納付済証シールを申請書の指定欄に貼付してください。

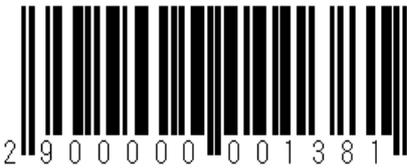
3 提出・問い合わせ先

- ・必要書類を同封のうえ、下記住所に持参または郵送してください。
- ・郵送する際は、簡易書留にするなど、郵便トラブルを防止する措置を講じるとともに、封筒の表に「登録電気工事業者登録事項変更(廃止)届出」と朱書きし、裏には差出人の郵便番号、住所及び氏名を記載してください。

<送付・持参先> 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県消防保安課 保安班

<問い合わせ先> TEL (086)226-7296 (保安班直通)
受付時間…8:30~17:00(土・日・祝日は受付していません)

様式第11 (第7条)

手数料納付済証貼付欄	受付欄
 <p>290000000001381</p> <p>[手数料の額 2, 200円]</p> <p>左のバーコードをPOSレジで読み込み、手数料支払い後に発行される「納付済証シール」を貼付してください。</p>	

登録事項等変更届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

電 話 番 号

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

岡山県知事登録 第 一 号
平成・令和 年 月 日

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

平成・令和 年 月 日

4 変更の理由

(備 考) 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

2 ×印の項は、記載しないこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録事項等変更届出書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

登録電気工事業者の登録事項に変更がありましたので、電気工事業者の業務の適正化に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

岡山県知事登録 第 一 号
平成・令和 年 月 日

2 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

3 変更の年月日

平成・令和 年 月 日

4 変更の理由

(備 考) 1 この用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。

[誓約書（申請者用）]
添付書類（施行規則2-2-1）

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

私（当社及び当社の役員）は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約いたします。

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその登録電気事業者の役員であつた者でその処分の日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの
- 第5号 法人であつて、その役員のうち前四号の一に該当する者があるもの

[誓約書（主任電気工事士用）]

誓 約 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

下記営業所に置く主任電気工事士は、電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約いたします。

記

営業所の名称	主任電気工事士の氏名	電気工事士免状の交付番号
		第 種電気工事士 岡山県第 号 (県)

電気工事業の業務の適正化に関する法律第6条第1項

- 第1号 この法律、電気工事士法第3条第1項、第2項若しくは第3項又は電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第28条第1項の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 第2号 第28条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 第3号 登録電気工事業者であつて法人であるものが第28条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録電気工事業者の役員であつた者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- 第4号 第28条第1項又は第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間中に電気工事業を廃止した者であつてその停止の期間に相当する期間を経過しないもの

[主任電気工事士雇用証明書]

雇 用 証 明 書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日 ・ 年 齢	年 月 日 満 才
雇 用 年 月 日	年 月 日

主任電気工事士等実務経験証明書

下記1の電気工事士は、下記2のとおり電気工事に従事していたものに相違ありません。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

住 所
氏名又は名称
法人にあつては代表者の氏名
電 話 番 号

記

電 気 工 事 士	電 気 工 事 士 の 氏 名		
	生 年 月 日 ・ 年 齢	年	月 日 才
	現 住 所	〒	
	電気工事士免状の交付年月日	年	月 日
	免 状 交 付 番 号	岡山県第	号 (県)
2 電気工事に従事した職歴			
所 属 名		期 間	業 務 の 内 容
		年 月 日 ~ 年 月 日	
3 証明者の事業内容			

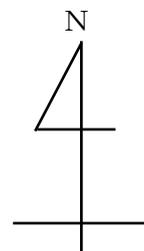
(記載注意)

- この様式の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 所属名は、〇〇営業所〇〇担当というように具体的に記入すること。
- 業務の内容は、〇〇施設の屋内配線工事の施工業務等を具体的に記入すること。
なお、主任電気工事士の職歴のある者については、その旨を明記すること。

[営業所位置図]

営業所位置図

最寄りの駅から営業所までの道順



(注意)

線 駅下車、 行バスを利用し、
停留所で下車、 方面に向かって徒歩 分で
上記営業所に到着する。

[備 付 器 具 調 書]

備 付 器 具 調 書

氏 名 又 は 名 称 : _____

		器 具 名	製 造 年	製 造 番 号	台 数	製 造 業 者 名
一 般 用 電 氣 工 作 物 の 電 氣 工 事	自 家 用 電 氣 工 作 物 の 電 氣 工 事	絶 縁 抵 抗 計				
		設 置 抵 抗 計				
		回 路 計 で あ っ て 抵 抗 及 び 交 流 電 圧 を 測 定 で き る 器 具				
		低 圧 検 電 器				
		高 圧 検 電 器				
		※ 継 電 器 試 験 装 置	()			
		※ 絶 縁 耐 力 試 験 装 置	()			
		計				台

※印の継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置については、所有していなくても必要な時に他業者等から借り受けることができるようにすることで備付とみなします。この場合には、() 内に借入先を明記してください。